

さぬき福祉専門学校学則

(目的)

第1条 本校は、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者への介護及び介護に関する指導を行う介護福祉士を養成する施設であるとともに、社会福祉主事任用資格を取得する施設として、広く専門的な知識及び技術を習得させ、社会福祉の推進に貢献する有能な人材を育成することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、さぬき福祉専門学校と称する。

(位置)

第3条 本校は、香川県丸亀市飯野町東分神谷2700番地に置く。

(課程・学科・修業年限及び定員)

第4条 本校の課程、学科及び修業年限並びに定員は、次のとおりとする。

過 程 名	学 科 名	修 業 年 限	入 学 定 員	総 定 員
社会福祉専門課程	介護福祉学科	2年	1学級40名	2学級80名

2 在学期間は、4年を越えることはできないこととする。

(学年及び学期)

第5条 本校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(始業及び終業)

第6条 本校の始業時刻は、午前9時00分とし、終業時刻は午後4時10分とする。

(休業日)

第7条 本校の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 夏季休業
- (4) 冬季休業
- (5) 春季休業

2 前項の規定にかかわらず、学校長が必要と認めるときは、休業日を変更することができる。

(教育課程及び授業時間数)

第8条 本校の教育課程及び授業時間数等は、別表1のとおりとし、卒業までに110単位を修得しなければならない。

(授業時間数の単位数への換算)

第9条 本校の授業時間数の単位数への換算は、次によるものとする。

- (1) 講義については、15時間をもって1単位とする。
- (2) 演習については、30時間をもって1単位とする。
- (3) 実習については、45時間をもって1単位とする。

ただし、授業科目によっては法令等により定められた範囲で、1単位あたり時間数を変更することがある。

(成績の評価及び単位の認定)

第10条 授業科目の成績の評価は、出席状況、試験、論文、報告書等を総合的に勘案して行う。

- 2 各授業科目の出席時間数が、所定の授業時間数の3分の2（介護実習及び社会福祉現場実習にあっては所定の授業時間数の5分の4）に満たない者は、その授業科目についての成績の評価を受けることができない。
- 3 成績の評価は、秀、優、良、可又は不可の評語で表し、可以上の評価を受けた者に対し単位を認定する。
- 4 その他単位の認定に関する事項は別に定める。

(課程修了の認定)

第11条 学校長は、前条の規定による授業科目の単位の認定に基づいて、課程修了の認定を行う。

- 2 学校長は、所定の修業年限以上在学し、全課程を修了したと認めた者に対し、専門士の称号を付与するとともに卒業証書を授与する。
- 3 学校長は、各学年における所定の課程を終了しなかった者について、進級又は卒業認定を行わないことができる。
- 4 全課程を修了した者は、介護福祉士の登録資格及び社会福祉主事任用資格を取得できるものとする。

(入学資格)

第12条 本校に入学することができる者は、学校教育法施行規則第187条第3号の規定により、高等学校卒業に準ずる学力を持つと判断した者とする。

(入学時期)

第13条 本校の入学時期は、毎年4月始めとする。

(入学出願)

第14条 本校への入学を志願する者（以下「入学志願者」という）は、入学願書に次に掲げる書類及び入学検定料を添えて、指定期日までに出願しなければならない。

- (1) 出身高校の調査書もしくは、入学資格があることを証明する書類
- (2) その他学校長が必要と認める書類

(入学許可)

第15条 入学は、入学志願者について選考試験を行い、学校長が許可する。

2 前項の選考試験は、書類審査及び面接により実施する。

(入学手続)

第16条 入学を許可された者は、入学許可の日から1週間以内に、入学金を納め、並びに誓約書及び住民票を提出しなければならない。

2 入学を許可された者が前項の期間内に前項の手続を完了しないときは、学校長は入学許可を取り消すことができる。

(保証人)

第17条 前条の誓約書には、保証人2名の連署がなければならない。

2 保証人は、独立の生計を営む成年者であり、学校に対して当該学生に関する一切の責任を負うことができる者でなければならない。

3 保証人が死亡し、又はその資格を欠くに至ったときは、保証人を補充しなければならない。

4 保証人の住所又は身上に異動があったときは、速やかに届け出なければならない。

5 学校長は、保証人が適当でないとき、これを変更させることができる。

(転入学等)

第18条 本校は、転入学（編入学を含む）を認めない。

(身上異動の届出)

第19条 学生又は保護者の住所又は身上に異動があったとき、速やかに学校長に届け出なければならない。

(欠席)

第20条 病気その他の理由により欠席しようとする者は、その理由を具して、速やかに学校長に届け出なければならない。この場合において、病気による欠席が1週間以上に及ぶときは医師の診断書を添えなければならない。

(休学・復学)

第21条 病気その他やむを得ない理由により3ヶ月以上修学することができない者は、医師診断書又は理由書を添えて保証人連署の休学願いを学校長に提出し、許可を受けなければならない。

2 病気その他により修学することが適当でないとき認められる者は、学校長が休学を命ずることができる。

3 前2項により休学をした者が復学しようとするときは、学校長の許可を受けなければならない。原則として現学年に復学するものとし、既修単位の取扱いについては、学校長の認定するところによる。

(休学の期間)

第22条 休学の期間は、通算して2年を越えることができない。ただし、前条第2項の規定により休学を命ぜられたとき及び特別の理由があると認められたときは学校長の許可を得て、更に1年以内の休学ができるものとする。

- 2 休学期間を経過してもなお復学しない者に対して学校長は、これを除籍することができる。
- 3 休学期間は、第4条第2項の在学期間に算入する。

(退学)

第23条 病気その他やむを得ない理由により退学しようとする者は、保証人連署の退学願を提出し、学校長の許可を受けなければならない。

(納付金)

第24条 本校の入学検定料、入学金、授業料及びその他の納付金は、次のとおりとする。

入学検定料	20,000円
入学金	150,000円
授業料	550,000円 (年額)
施設・設備整備費	200,000円 (年額)

(授業料等の納入)

第25条 学生がその在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料及びその他の納付金を所定の期日までに納入しなければならない。

- 2 学生が休学したときは、前項の規定にかかわらず、休学期間中の授業料及びその他の納付金を免除することがある。
- 3 授業料は前期及び後期の2回に分けて納入することができる。
- 4 特別の事由があるときは、別に定めるところにより、授業料及びその他の納付金の全部又は一部について減免又は延納を認めることがある。

(滞納)

第26条 正当な理由がなく授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しないときは、退学を命じることがある。

(納入金の還付)

第27条 既に納入した入学検定料、入学金は返還しない。

- 2 入学時に納入する授業料及びその他の納付金について、AO入学試験、指定校推薦入試の場合は、納入後の返還をしない。一般入学試験で、3月31日までに入学辞退の意思表示をした場合は、原則として返還に応じる。
- 3 入学後に納入する授業料及びその他の納付金について、後期の場合は9月30日までに、前期の場合は3月31日までに休学又は退学の届出がない場合は、既納の納入金は返還しない。

(教職員組織)

第28条 本校に、次の教職員を置く。

- | | |
|--------------------|----------|
| (1) 学校長 | 1名 |
| (2) 専任教員 (教務主任を含む) | 3名以上 |
| (3) その他の教員 | 10名以上 |
| (4) 助手 | 必要に応じて置く |
| (5) 校医 | 1名 |
| (6) 事務職員 | 1名以上 |

(表彰)

- 第29条 1年次の成績優秀者（2名）に対し奨励賞を、2年次の成績優秀者のうち1名に校長賞、1名に社団法人日本介護福祉士養成施設協会会長賞、2名に奨励賞を授与することがある。
- 2 その他、表彰に値する行為があった者は、学校長が表彰する。

(懲戒)

- 第30条 学校長は、本校の規則に違反し、又は本校の学生の本分に反する行為をした学生に対し、懲戒をすることができる。
- 2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 退学は、次のいずれかに該当する者に対して行うものとする。
- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
 - (4) 学校の秩序を乱した者、その他学生としての本分に反した者

(健康診断)

- 第31条 健康診断は、毎年1回以上実施するものとする。

(雑則)

- 第32条 この学則で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

- この学則は、平成 9年4月1日から施行する。
- この学則は、平成10年4月1日から施行する。
- この学則は、平成11年4月1日から施行する。
- この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- この学則は、平成28年4月1日から施行する。